

# 令和4年度第2回出雲市入札制度等監視委員会

## 議事概要

開催日 及び場所	令和4年12月27日（火）10時00分～11時20分 出雲市役所5階 入札室	
委員	委員長 河原 莊一郎（松江工業高等専門学校環境・建設工学科教授） 委員 毎熊 浩一（島根大学法文学部教授） 原 市（弁護士） 坂根 守（出雲市自治会連合会副会長） 渡部 由美（税理士）	
審議対象 期間	令和4年4月1日～令和4年9月30日	
報告 事項	（1）入札方式別発注工事の状況について （2）指名停止の運用状況について （3）低入札価格調査制度の運用状況について （4）苦情処理の運用状況について （5）その他	
審議事項	抽出案件（3件）	備 考 （抽出の考え方） 抽出担当：坂根委員
	一般競争入 札（特別簡易 型）	1. 灘分コミュニ ティセンター耐震補強改 修建築工事 建築一式工事において、最も落 札率が低かったため。
	随意契約	2. 市営日吉住 宅外壁等長寿 命化改修工事 高額の随意契約であり、落札率 が高く、工事の特殊性、随意契 約理由について、審議する必要 があるため。
	随意契約	3. 令和4年度 史 跡田儀櫻井家たたら製鉄遺跡 越堂 たたら跡製鉄炉・ 天秤ふいご復元製 作等現地整備工事 工事の特殊性、業者の選定方法 等、随意契約の手続きについて 審議する必要があるため。
委員から の意見・質 問、それ に対する回 答等	意 見・質 問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会に よる意見 の具申ま たは勸告 の内容	なし	

<b>【報告事項について】</b>	
(1) 入札方式別発注工事の状況について	
(2) 指名停止の運用状況について	
(3) 低入札価格調査制度の運用状況について	
(4) 苦情処理の運用状況について	
(5) その他	
意見・質問	回 答
(2) の指名停止の運用状況について、出雲市建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱では、要件に対する指名停止期間の上限・下限が示されているが、期間を決定する基準があるのか？	具体的な指名停止期間については、当該要綱のほか、詳しい内容を定めた運用基準を設けており、その基準に基づき、入札参加資格審査会の審査を経て、決定している。
<b>【審議事項について】</b>	
1. 灘分コミュニティセンター耐震補強改修建築工事	
意見・質問	回 答
① 落札率が低かった理由は？	① 明確な理由は不明である 設計額の積算は基準に基づき適切に行っており、入札金額については、応札者の考え方と思われる。
② 契約金額の内訳においては、耐震補強工事であるにもかかわらず、その比率が低くなっているが、問題はないのか？	② 設計額については、ブレース等の一部材料は業者から参考見積りを徴取したうえで積算している。 内訳書における耐震補強工事の比率については、改修工事との金額に振り分け方の考え方に相違があったとも考えられる。
② 資材価格が高騰している状況における対応策は？	③ 資材価格の高騰については慎重に考えている。対応策として、できるだけ発注直前に見積りを徴取すること、ヒアリングにより価格の変動状況・実勢価格を確認し、適正な価格を設定することとしている。

2. 市営日吉住宅外壁等長寿命化改修工事	
意見・質問	回答
① 当初の入札に、この工事の受注者が参加していない理由は？	① 入札参加要件において、営業所の所在地条件を設けており、当該工事の施工場所の関係により参加要件を満たさなかったためである。
② 受注者以外に見積依頼を行わなかった理由は？	② 市営住宅の工事であり、入居者がいる関係から、通常の建築工事に比べて、施工条件の面において特殊性がある。 業者の選定理由については、直近の市営住宅の工事を受注し、施工実績があったこと、また、会社の所在地が施工場所に近いという地域性を考慮したものである。
③ 入札希望価格よりも高い金額での契約となっているが、競争原理が働かなかったことによるものではないか？	③ 入札が不調となったこと影響し、入札希望価格よりも高い金額となったとも考えられる。
④ 近年における市営住宅の長寿命化工事の応札状況は？	④ 近年の入札においても、1者のみの応札であった。 配置技術者や下請業者を確保できないことを入札辞退の理由として聞いており、金額面については、問題はないとのことであった。
3. 令和4年度 史跡田儀櫻井家たたら製鉄遺跡 越堂たたら跡製鉄炉・天秤ふいご復元製作等現地整備工事	
意見・質問	回答
① 事前調査により施工可能な者が複数あった場合は、入札としたのか？ 事前調査の実施については、あまり聞いたことがない方法であるが、実施した方がよいのではとも思う。	① 施工可能な業者が複数あった場合は、入札とする予定であった。 事前調査については、文化庁の指導もあり、特殊工事であることから実施したものである。
② 受注者の文化財関連の施工実績はどのようなものがあるか？	② 荒神谷遺跡の公園整備、展示棟、原鹿豪農屋敷、古墳の改修工事等の施工実績がある。

<p>③ 落札率がほぼ 100%となっている理由は？</p>	<p>③ 特殊性が高い工事であったことから、参考的な見積依頼を行いながら設計してきたこともあり、落札率が高くなったと考えられる。</p>
<p>③ 工事の製作物については、その物を覆う屋根がなく、傷みの進行が懸念されるが、どのような考え方により発注したのか？</p>	<p>④ 覆屋を建築するかどうかの議論もあったが、忠実に復元するという考え方により、建築しないこととなった。 コンサルタント業者によると、10年以内に補修が必要となると思われるとのことであった。</p>
<p>④ 工種が建築一式工事であるが、工作物は建築基準法の適用を受けるのか。</p>	<p>⑤ 床や梁等の工事があることから、工種を建築一式工事として発注したものである。 なお、建築基準法において、屋根のないものは建築物ではないと定められているため、本工事の工作物は建築基準法の対象外である。</p>